

令和元年度第 1 回

名古屋市都市計画審議会

議事録

名古屋市都市計画審議会

名古屋市都市計画審議会議事録

1 日時 令和元年 7 月 23 日(火)午前 10 時 00 分～午後 0 時 15 分

2 場所 名古屋市役所本庁舎 5 階 正庁

3 委員の定数、出席委員数及び出席者氏名

委員の定数 20 名

出席委員数 18 名(うち 1 名遅刻、2 名途中退席)

出席者氏名

(会長) 福 島 茂

(委員) 内 田 吉 彦 岡 本 大 忍

小 野 全 子 小 松 理佐子

杉 島 由美子 田 宮 正 道

中 村 英 樹 原 田 守 博

秀 島 栄 三 宮 崎 幸 恵

森 徹

近 藤 和 博 服 部 しんのすけ

日 比 美 咲 余 語 さやか

田 口 一 登

石 川 智 之 (代 理 中 山 友 之)

(事務局幹事) 光 安 達 也 中 藺 昭 彦

鈴 木 英 文 竹 田 志津代

長 嶋 利 久 渡 辺 伸 二

藤 井 由 佳 鍛 冶 博 人

小 池 高 徳 坂 本 敏 彦

坂 野 之 信 高 山 直 明

丹 羽 克 昭 矢 子 富 夫

(書記) 日 比 悟 史

4 傍聴者の人数 7 名

5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 都市計画案件

第 1 号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について(付議)	[公開]
第 2 号議案	名古屋都市計画特別用途地区の変更について(付議)	[公開]
第 3 号議案	名古屋都市計画高度地区の変更について(付議)	[公開]
第 4 号議案	名古屋都市計画都市再生特別地区の変更について(付議)	[公開]
第 5 号議案	名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(付議)	[公開]
第 6 号議案	名古屋都市計画風致地区の変更について(付議)	[公開]
第 7 号議案	名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更について(付議)	[公開]
第 8 号議案	名古屋都市計画道路の変更について(付議)	[公開]
第 9 号議案	名古屋都市計画公園の変更について(付議)	[公開]
第 10 号議案	名古屋都市計画緑地の変更について(付議)	[公開]
第 11 号議案	名古屋都市計画地区計画の決定について(大高瀬木南地区)(付議)	[公開]
第 12 号議案	名古屋都市計画地区計画の変更について(太閤地区)(付議)	[公開]
第 13 号議案	名古屋都市計画地区計画の変更について(打越地区)(付議)	[公開]

(2) その他

第 14 号議案	風致地区の種別の変更について(諮問)	[公開]
ア	新たな時代に対応した都市づくりのあり方について(報告)	[公開]

6 議事の概要

午前 10 時 00 分開始

幹 事 定刻となりましたので、ただいまより、令和元年度第1回の名古屋市都市計画審議会を開催いたします。
(都市計画)

私は、名古屋市都市計画審議会の事務局幹事で、4月1日付で名古屋市住宅都市局都市計画課長を拝命しました渡辺でございます。よろしくお願いします。

ご案内のとおり、名古屋市では「エコ・スタイル運動」を実施しており、事務局一同、エコ・スタイルで出席しております。委員の皆さまも、よろしければ、ネクタイ等をお取りいただいて、ご審議に臨んでいただければと存じます。

開催に先立ちまして、本審議会委員の異動につきまして、ご案内いたします。

市会議員の方からの委員でございますが、名古屋市会議長から新たに推薦を受け、市長が委嘱した方々を、ご紹介いたします。

近藤和博委員でございます。

余語さやか委員でございます。

田口一登委員でございます。

なお、服部しんのすけ委員と日比美咲委員は、ご到着が遅れているようでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、臨時委員をご紹介いたします。

本日は、愛知県警察本部交通部長の石川智之委員の代理で交通規制課長の中山友之様にご出席いただいております。

なお、岡本やすひろ委員につきましては、本日公用によりご欠席でございます。

また、事務局にも異動がございましたので、ご紹介いたします。

中菌都市活性監でございます。

鈴木都市計画部長でございます。

高木まちづくり調整監につきましては、本日所用のため欠席とさせていただきます。

それでは、事務局を代表して、住宅都市局長の光安よりご挨拶申し上げます。

幹 事 (挨拶)
(住宅都市局長)

(委員1名 到着)

幹 事 続きまして、会議の公開について、確認いたします。本日の会議は、内容に非
(都市計画) 公開情報を含んでいないことから、名古屋市情報公開条例第36条に基づき、公開とさせていただきます。

それでは、名古屋市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。

議 長 会長の福島です、今日はよろしくお願いいたします。
議事に入ります前に、本日の定足数について、書記に報告を求めたいと思います。

書 記 定足数について、ご報告申し上げます。
本日の定数は、臨時委員を含めまして20名でございます。このうち、ただいまご出席いただいております委員は、17名で半数以上でございます。したがって、本審議会は定足数を満たしております。以上、ご報告申し上げます。

議 長 お聞きいただきましたとおり、本日の会議は成立しております。
次に、本日の議事録署名者を定めたいと思います。議事録署名者は、毎回、委員名簿の順番で学識経験者と市会議員の方々から1名ずつお願いしております。
そこで、学識経験者の方につきましては田宮委員に、市会議員の方につきましては近藤委員をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

両 委 員 (了解)

議 長

よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日は、都市計画案件として第1号議案から第13号議案の13議案、その他案件として議案番号が付された諮問が1件、報告が1件予定されております。

これらの議事の進め方につきまして、事前に事務局から提案があると聞いておりますので、説明を受けたいと思います。

幹 事

(都市計画)

それでは、本日の議事進行について、ご提案させていただきます。

右上に案件概要と記載されている資料をご覧ください。

本日、審議をお願いします都市計画案件は、「1 未着手都市計画道路の見直しについて」「2 長期未整備公園緑地の見直しについて」「3 雨池公園について」「4 大高瀬木南地区について」「5 栄四丁目1番地区について」「6 太閤地区について」「7 打越地区について」、以上7件でございます。また、その他の報告案件として、「ア 新たな時代に対応した都市づくりのあり方について(報告)」がございました。

案件概要に記載されていますとおり、案件1～4は、それぞれ複数議案が関連し、またそのうち第1号議案「名古屋都市計画用途地域の変更について」、第3号議案「名古屋都市計画高度地区の変更について」、第9号議案「名古屋都市計画公園の変更について」、第10号議案「名古屋都市計画緑地の変更について」が相互に関連しておりますので、議案資料とは別に作成しました説明資料を主に参照しながら案件ごとに説明・ご審議いただき、一括してご議決をお願いし、その内、案件3の第14号議案については、ご意見をいただきたいと存じます。

なお、案件5・6・7につきましては、個別の議案でございますので、それぞれの議案ごとにご審議、ご議決をお願いしたいと存じます。

その後、その他の案件として、ア「新たな時代に対応した都市づくりのあり方について」報告いたします。

以上、本日の議事進行について、ご提案いたします。いかがでしょうか。

議 長

ただいまの事務局からの提案について、円滑な議事進行のため、これを採用したいと思いますが、委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。

委 員 一 同

(異議なし)

議 長

それでは、事務局の提案にしたがいまして、議事を進めます。

本日は案件がたくさんございますので、審議の円滑な議事進行によりしくご協力をお願いします。

それでは、案件1「未着手都市計画道路の見直しについて」を議題とします。幹事の説明を求めます。

幹 事

(街路計画)

それでは、未着手都市計画道路の見直しに関する案件についてご説明いたします。

第1号議案の「名古屋都市計画用途地域の変更」から第2・3・7・8・10号議案までの6議案でございますが、これらの内容はそれぞれ相互に関連いたしておりますので、一括して説明させていただきます。

本件の議案資料としましては、議案資料集の中の第1号議案のうち、資料番号1-1用途地域の計画書、1-2同総括図、1-3～7同計画図、第2号議案のうち、2-1特別用途地区の計画書、2-2同総括図、2-3、2-4同計画図、第3号議案のうち、3-1高度地区の計画書、3-2同総括図、3-3～7同計画図、第7号議案のうち、7-1特別緑地保全地区の計画書、7-2同総括図、7-3同計画図、第8号議案の8-1都市計画道路の計画書、8-2同総括図、8-3～12同計画図、8-13同都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解、第10号議案のうち、10-1都市計画緑地の計画書、10-2同総括図、10-4同計画図でございます。また、説明資料及び参考資料として「未

着手都市計画道路の整備について(第2次整備プログラム)(概要版)」でございます。ご確認ください。

それでは、恐れ入りますが、以後は着座にて、ご説明させていただきます。

本件の説明に入ります前に、この変更に関する背景・経緯につきまして、簡単ですがご説明いたします。

未着手都市計画道路の見直しについては、平成17、18年に第1回目の全市的な見直しを行っておりますが、その後、都市計画道路を取り巻く状況の変化や、前回の見直しから約10年が経過していることを受け平成29年3月に「第2次整備プログラム」を策定・公表してまいりました。

お手元の参考資料「第2次整備プログラム」の3ページにありますとおり、整備効果の評価、並びに、事業性の検証を行い、「見直しの方向性」を定め、「今後整備する路線」と「今後整備しない路線」の2つに分類しました。「今後整備しない路線」として、「変更候補路線」、「廃止候補路線」に分類しております。

この「今後整備しない路線」51箇所について、順次、地元説明会を実施しており、昨年度は24箇所をご審議いただきました。本日の審議会では、新たに19箇所について、ご審議いただくものでございます。

それでは、本件の内容について、説明させていただきます。説明資料をご覧ください。

1ページ「(2)都市計画変更の理由」でございます。ただいまスクリーンに映しております総括図のうち、赤色で表示しております箇所について、昨年度、第2次整備プログラムに基づき、地元説明等を実施しましたので、今回、変更を行うものでございます。あわせて、この変更に関連する路線について、交差箇所数といった構造事項の変更等を行います。

説明資料1ページ下段の「変更概略図」をご覧ください。都市計画道路の計画幅員を現況道路の幅員等へ変更することに伴い、都市計画道路の境界を基準として沿道の用途地域等を定めている場合には、あわせて変更を行います。

2ページの「(3)都市計画変更の概要」をご覧ください。「① 未着手都市計画道路における変更」のうち、「ア」現況幅員等への変更を行う7路線でございます。

表に路線名、変更の概要、用途地域等の変更の有無、具体的な変更内容として該当する参考図の番号をお示ししております。なお、用途地域等の変更につきましては、関連する議案番号を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

3ページをご覧ください。上段の「イ」は未着手都市計画道路のうち、計画の一部区間の廃止をする8路線でございます。表には、路線名、変更の概要、関連路線の変更、説明資料のうち該当する参考図の資料番号をお示ししております。

関連路線では未着手都市計画道路の廃止に伴い、交差する都市計画道路の交差箇所数といった構造事項の変更等を行います。

3ページ下段をご覧ください。「② 未着手都市計画道路の変更に関連する変更」でございます。これらは、上段の「イ」で計画の廃止を行う路線に関連して、交差箇所数といった構造事項の変更や路線の追加を行う8路線でございます。

なお、説明資料4ページ以降は各路線の変更区域をお示した参考図となっております。

各参考図について、その1で都市計画道路の変更についてお示しし、その2以降で用途地域等の変更についてお示ししております。

それでは、今回の変更について、スクリーンを用いて具体的に説明いたします。スクリーンをご覧ください。

まず、現況幅員等への変更を行う7路線について、ご説明します。

これらの路線は、計画車線数を満たし、歩車分離され、概ね11m以上の一定機能がある現況道路があることから、現在の道路幅員まで幅員を縮小する変更を行うものです。

それでは、路線毎の説明をさせていただきます。

はじめに枇杷島野田町線でございます。西区枇杷島二丁目から中村区横前町までの都市計画道路で、そのうち、岩塚町字神田から大池までの約500mの未着手区間において、現在、計画幅員15m・2車線で計画されているものを現在の道路幅員

である12.88mまで幅員を縮小する変更を行います。なお、枇杷島野田町線の変更に伴い、赤色で着色している部分について用途地域の変更を行います。変更の概要としては、第1種住居地域・31m高度地区から第2種中高層住居専用地域・20m高度地区に変更となります。今回、枇杷島野田町線の計画幅員を現況道路の幅員に変更することに伴い、「都市計画道路の境界から20mまでを第1種住居地域」で定めている用途地域の境界について、「現況道路の境界から20mまでを第1種住居地域」に変更するものでございます。網掛されている部分が変更区域でございます。

次に、中郷十一屋線でございます。港区中郷二丁目から潮風町までの都市計画道路で、そのうち、潮風町地内の約100mの未着手区間において、計画幅員20m・2車線で計画されているものを、現在の道路幅員15mまで変更を行います。なお、この変更に伴う用途地域等の変更はございません。

次に、上名古屋線でございます。西区又穂町3丁目から城西三丁目までの都市計画道路でそのうち、上名古屋四丁目から上名古屋一丁目までの約340mの未着手区間において、計画幅員15m・2車線で計画されているものを、現在の道路幅員10.9mまで変更を行います。なお、この変更に伴い、近隣商業地域から準工業地域への変更等を行います。

次に、潮風線でございます。港区一州町から空見町までの都市計画道路で、そのうち、一州町から潮風町まで約1,250m、並びに、潮風町地内の区間約100mの未着手区間において、近接する道路線形等への変更を行います。また、これに伴い、代表幅員の変更がされ、都市計画道路の規模を表す番号が変更となるため、名称の変更を行います。なお、この変更に伴う用途地域等の変更はございません。

次に、光音寺内田橋線でございます。北区中切町6丁目から瑞穂区新開町までの都市計画道路で、そのうち、北区中切町6丁目から金城町3丁目まで、及び金城町2丁目地内の約1,790mの未着手区間において、計画幅員15m・2車線で計画されているものを、現在の道路幅員10.9mまたは11.45mまで変更を行います。なお、この変更に伴い、近隣商業地域から第1種住居地域等への変更を行います。

次に、杉村老松線でございます。北区安井三丁目から中区新栄一丁目までの都市計画道路で、そのうち、北区安井三丁目から辻本通1丁目までの約1,430mの未着手区間について、計画幅員15m・2車線で計画されているものを、現在の道路幅員10.9mまたは11.8mまで変更を行います。なお、この変更に伴う用途地域等の変更はございません。

次に、星崎鳴海線でございます。港区船見町から緑区相原郷二丁目までの都市計画道路で、そのうち、緑区鳴海町字文木から潮見が丘三丁目までの約530mの未着手区間について、計画幅員20m・2車線で計画されているものを、現在の道路幅員18.9mまで変更を行います。なお、この変更に伴い、近隣商業地域から第1種住居地域への変更等を行います。

続いて、「計画の一部区間の廃止を行う8路線」についてご説明いたします。

これらの路線は、見直しにおける定量評価において、整備効果が高くないものや、地形起伏があり、計画区域を大きく超えた用地確保が必要なもので、概ね11m以上の現況幅員がないことから、計画の廃止を行うものです。

それでは、路線毎の説明をさせていただきます。

まず、堀越枇杷島線でございます。西区上堀越町4丁目から枇杷島一丁目までの都市計画道路で、そのうち、枇杷島三丁目から枇杷島一丁目までの約460mが未着手となっておりますが、幹線街路の都市計画の考え方として、都市計画道路と都市計画道路を結ぶ区間を道路として計画決定することから、未着手の区間を含む都市計画道路天神山線から伏見町線までの区間約700mを廃止いたします。また、廃止に伴い、交差する伏見線の都市計画道路の交差箇所数といった構造事項の変更を行います。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更はございません。

味鋤線でございます。北区楠二丁目から中味鋤二丁目までの都市計画道路で、そのうち、中味鋤三丁目から中味鋤一丁目までの約500mが未着手となっております。未着手区間を含む都市計画道路中小田井味鋤線から庄内川右岸までの延長約530mの区間を廃止いたします。なお、この変更に伴い、第1種住居地域から第1種中高層住居専用地域等への変更を行います。

鳥羽見線でございます。守山区鳥神町から町北までの都市計画道路で、そのうち、町北地内の約490mが未着手となっており、未着手区間を含む都市計画道路小幡瀬古線から守山本通線までの延長約780mの区間を廃止いたします。なお、この変更に伴う用途地域等の変更はございません。

中小田井味鈍線でございます。西区中小田井二丁目から北区楠味鈍三丁目までの都市計画道路で、そのうち、西区山田町大字大野木から北区落合町の約530mが未着手となっており、未着手区間を含む都市計画道路師勝坂井戸線から豊山水分橋線までの延長約2,750mの区間を廃止いたします。なお、計画廃止により、中小田井味鈍線が2つに分割されることから、東郊線より東の豊山水分橋線までの区間については、都市計画道路の名称を、味鈍西線に変更し、新たに追加決定いたします。また、中小田井味鈍線の変更に伴い、都市計画緑地洗堰緑地の変更を行います。変更の概要としては、赤色で着色している部分について緑地区域に追加いたします。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更はございません。

北押切堀端線でございます。西区名西二丁目から城西三丁目までの都市計画道路で、そのうち、名西二丁目地内の約590mが未着手となっており、未着手区間を含む都市計画道路名古屋環状線から東志賀町線までの延長約910mの区間を廃止いたします。なお、この変更に伴う用途地域等の変更はございません。

駅西線でございます。中村区太閤二丁目から長戸井町2丁目までの都市計画道路で、そのうち、下米野町1丁目から長戸井町2丁目までの約530mが未着手となっており、未着手区間を含む都市計画道路烏森町線から椿町線までの延長約570mの区間を廃止いたします。なお、この変更に伴う用途地域等の変更はございません。

烏森町線でございます。中村区野上町から長戸井町2丁目までの都市計画道路で、そのうち、牛田通4丁目から長戸井町2丁目までの約1,090mが未着手となっており、未着手区間を含む都市計画道路日比津小本線から駅西線までの延長約1,120mの区間を廃止いたします。なお、この変更に伴う用途地域等の変更はございません。

枯木上旭出線でございます。緑区鳴海町字枯木から作の山町までの都市計画道路で、そのうち、鳴海町字清水寺地内、並びに鳴海町字三高根～鳴海町字薬師山までの約650mが未着手となっており、未着手区間を含む都市計画道路高針大高線から鳴子団地大高線までの延長約1,370mの区間を廃止いたします。また、枯木上旭出線の変更に伴い、成海神社特別緑地保全地区の変更を行います。変更の概要としては、赤色で着色している部分について特別緑地保全地区に追加いたします。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更はございません。

ここまでは、未着手都市計画道路の見直しに関する内容でございます。

なお、本件につきましては、議案ごとに令和元年5月10日から5月24日まで、都市計画の案について、一般の縦覧を行っており、3通の意見書が提出されました。

スクリーンをご覧ください。お手元の議案資料8-13と同じ内容をお示ししております。これは、縦覧期間中に提出された都市計画道路の都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者である本市の見解を示したものでございます。

まず、1つめの「意見の要旨」といたしましては、烏森町線について、「線路側を自転車や歩行者が通ると、車と接触しないかとひやひやする。歩道を歩いていると、自転車がスピードを出して横を走っていくために危険を感じる。烏森駅東の交差点では、自動車も自転車も信号無視を多く見かける。計画どおり烏森町線を整備してほしい。」という主旨のご意見をいただきました。それに対する「都市計画決定権者の見解」としては、「第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果が高くはないことから『廃止候補路線』と位置づけており、これに基づき計画を廃止したいと考えております。交通安全に関するご意見については、必要に応じて、関係機関等と調整を行いつつ、検討していきたいと考えております。」とさせていただきます。

次に、2つめ、3つめについてですが、これらは個別の土地に関するご意見でした。

2つめの「意見の要旨」といたしましては、「枯木上旭出線における所有地について、名古屋市と『将来的には、全ての土地を買い取る』等の約束になっていると

親から聞いていた。今回、枯木上旭出線の計画の廃止が提案されているが、近い将来に『全ての土地の買い取り』があるのならば、計画の廃止もやむをえないと考えるが、それがなければ、受け入れられない。」という主旨のご意見をいただきました。

3つめの「意見の要旨」といたしましては、「鳥羽見線に親の自宅があり、長らく立ち退きを待っていた。計画が廃止されたら、手放すことも建て直すことも出来なくなりそうであり、今後の不安が発生する。何か救済措置を考えていただきたい。」という主旨のご意見をいただきました。

それに対する「都市計画決定権者の見解」としましては、廃止をさせていただく理由をご説明させていただいております。また、計画決定より長期間経過している中、大変申し訳なく思っているところでございますが「計画を廃止した場合、道路整備の事業を行わないため、市が買い取らない区域となります。」とさせていただきます。

最後に、今後の都市計画手続きでございますが、本件は名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で案のとおり可決されましたら、愛知県知事と協議あるいは国土交通大臣と協議を行い、同意を得ましたのち、都市計画変更されることとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいまご説明のありました未着手都市計画道路の見直しについて、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

委員 議案資料8-13でご紹介いただいた都市計画案に係る意見書の要旨と都市計画決定権者の見解のことで質問したいと思います。

まず、個々の意見書の事実関係等について確認させていただきたいと思います。最初に鳥森町線については、交通安全の確保が問題だというご指摘かなと思うのですが、現状の歩行者とか自転車、あるいは自動車の交通量とか、交通の状況がどうなっているのかということが1点。それから、それに関わって事故とかその前兆となるようなヒヤリ・ハット現象みたいなのはないのかどうか。そして、そういう状況が問題なしならいいわけですが、少なくともこの意見書を出された方は問題ありと感じてみえると思うので、そういうものに何らかの対策がとられてきたのか。あるいは、これから検討していくという考えはあるのかについてお伺いをしたいと思います。

次の枯木上旭出線については、建築制限を受けて将来は買収されると期待してみえた地権者に対する賠償の問題かなと思うわけですが、こうした損害賠償の訴えに対する国の見解とかあるいは裁判所の判断がどうなっているのかについて、ご教示いただきたいと思います。

最後に、鳥羽見線のご意見については、道路が不十分で接道条件が満たされずに、現状では住宅、建物の建て替え等が困難な地域で、都市計画道路が整備されればそれが解消されると期待していたのに、廃止されるということになるとそれができなくなるということかなと思うわけですが、こういったことを救済するために、都市計画道路に代わる小規模な道路改良なり、建築基準法の特例措置の適用なりということは考えられないのかということについてお伺いしたいと思います。

幹事 (街路計画) 3路線についてご質問いただいておりますけれども、まず鳥森町線でございます。現状の鳥森町線につきましては、片側歩道の2車線道路でございます。私も改めて現地を確認させていただいておりますが、特徴といたしましては、朝のラッシュ時において東行き、要は都心方向への交通量が多い路線となっているというものでございます。

これまでの12時間交通量で見ますと、増加傾向にはございますが、交通量・混雑度としては、支障がない状況であると考えております。そして、事故の状況や

地域の課題等に対する要望などについて、私どもとしましては説明会開催前等に区役所・土木事務所・所轄警察署等にヒアリングを行っておりますが、具体的な課題・要望等は確認できていないということございますが、今回、そういったご意見をいただいておりますので、私どもとしましては関係機関と情報共有を図るとともに、内容を確認し、今後、自転車マナーの啓発活動などをお願いしているという状況でございます。

次の枯木上旭出線でございます。建築制限、都市計画制限の考え方ということでございますけれども、都市計画道路による建築制限というのは、将来の事業の円滑化を図るうえで必要な制度であると考えておりまして、建築制限に対する補償制度というのは用意されておられません。裁判の事例といたしましては、事業化されなかった都市計画道路に対しまして、都市計画決定の取り消し、建築制限に対する補償を求めた事例がございますが、そこでは、原告が受けた損失は、一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課せられたものということが困難であり、このため、補償請求をすることができないとされております。しかしながら、本市といたしましては、建築制限が長期に及んでいる状況を重く受け止めて、今回、見直しを行わせていただいているのであり、「今後整備しない」路線とした道路・公園につきましては、できるだけ早く手続きを行い、建築制限の解除をさせていただきたいと考えております。

最後、鳥羽見線でございますが、これに関するご意見につきましては、実はご本人が直接窓口までご持参していただいております。そうしたことから、その際、詳しく土地の状況や心配事などをお聞きかせいただいて、今回建築に関する相談事ございましたので、関係する建築部署等にご案内し、ご相談いただいているということでございます。この計画変更・廃止で終わるということではなく、できる限りそういったご意見についてはいろんな対応をさせていただきたいと考えておるところでございます。

委員 いつものことなのですが、この見解というのは結構そっけなくて、冷たい感じがしたのであえてお聞きしたのですが、今の事務局のご説明で、きちっとフォローもされていて、よく理解できたと思います。その上で、私の意見というか要望を述べさせていただきたいのですが、都市計画道路の変更・廃止というのは、今後とも時代の流れとか地域の状況に応じて柔軟に対応していくということですのですすめていただきたいと思うわけです。この見解の中にもあるのですが、道路整備プログラムに位置付けたからやるんだとか、あるいは、変更・廃止したら終わりだというようなことではなくて、それぞれの案件ごとに再度きっちり変更・廃止後のフォローというか対応も含めて、交通状況をはじめとする現場の諸課題に対して十分な精査を行って、関係権利者や地元住民の十分な理解と納得を得てすすめていただきたいということを、再度お願いしておきたいと思います。

鳥森町線は現状で特に問題ないということですので、これはよろしいわけですが、この路線のように、計画幅員が16mあって、それで整備すれば車道が7mで両側に4.5mの歩道が付くはずだったのが、現況9mですから、車道に7mとられると歩道は片側に2mしかとれていないという状況なわけです。これでは歩行者は車とか自転車にひっかけられてしまう心配もあるし、車イスのすれ違いもなかなか難しいということで、とても安全安心な道だとか、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりというにはなかなか厳しいのかなと思います。16mの都計を廃止して9mでいくということであれば、もちろんその地域の状況に応じて、鳥森町線の場合はそこまで必要ないということだと思いますけれども、場合によっては、車道を1車線に狭めて、2.5mの歩道を両側に整備してもいいわけです。これからのまちづくり・みちづくりというのは、歩行者優先というか安心安全とか快適性優先ですすめていくべきであると思いますので、都計道路の変更・廃止にあたっては、そうした道路空間のあり方を考え直す、いわゆる道路空間の再配分とか再構築といった考え方についても、ぜひ市当局のほうから積極的に提案していただけるといいのではないかと思います。釈迦に説法だったかもしれませんが

れども、そういうことを思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

(委員1名 到着)

議長 非常に重要な指摘だと思いますので、事務局で今後の対応よろしく申し上げます。

何かその他、ご意見等ございませんでしょうか。

委員 この15路線についての今回の都市計画変更に至る経過の中で、今は意見書の中身についてのおたずねがありましたが、地域の皆様の合意形成について伺いたいと思います。この第2次整備プログラムのパンフレットの一番最後のページに、都市計画の変更にあたっては、地元説明会などで地域のみなさまのご意見をお聞きしながら、合意形成を図っていききたいというふうになっています。今回の15路線についても、全ての路線について地元説明会が開かれたかどうかということと、その地元説明会では住民の合意がはかられたという認識なのかという点ですね。

もう1点、今回の計画変更によって、先ほどの説明だと43箇所で計画変更になると、残りが8箇所ということになるわけですが、残りの8箇所は地元説明会もやっていない箇所もあるのかどうかということも、あわせて伺っておきたいと思っています。

幹事 (街路計画) 今回上げさせていただいている路線の説明会についてでございますけれども、基本的には昨年10月から11月までにかけて7回実施しております。ただし、2路線、地権者が少ないところ、基本おみえにならないといった路線につきましては、区政の委員長とも相談した上で、説明会ではなく各権利者への個別周知で確認をさせていただいているところがございます。

それから地元合意がどうなのかということでございますけれども、説明会におきましては、やはりいろんなご意見をいただいております。特に多いのが、建築制限がかかっていることで固定資産税等の評価の補正とかがされていきますので、税金に関するご質問とか、意見書にもございましたような安全対策等が出されておりますけれども、もちろん全ての方がこの廃止に賛成というわけではないかもしれませんが、都市計画手続きを進めることに対して反対意見というものはなかったと認識しておりまして、了解を得られたと判断して、今回上げさせていただいております。

それから、残りの路線でございますが、残り8箇所路線としては7路線ということでございますけれども、基本的には関係機関との調整ですとか、路線ごとの状況や抱えている課題もありますので、準備ができ次第、地元説明会を行っていきたいと考えておるわけでございますけれども、基本的にはこれから説明会を行うというものでございますが、過去に行ったものというのは、雁道線については過去に説明会を実施してきた経緯はございます。

委員 今回の路線について特に意見はないのですけれども、未着手都市計画道路の変更について、第1次のプログラムが出てから第2次までの10年間に、第1次の時に変更の案が出て、結局変更されずに残ってしまった路線が少なくなかったわけですね。今回は51箇所のうちあと8箇所ですけれども、これがまたいつ変更になるかわからないと。こういう状況になってはいけないのですが、今の話ではまだ8箇所については説明会もこれからということ。

この第2次プログラムに掲げた計画変更について、いつまでに計画変更を完了する目標なのか。時期ですね。それと、残りの路線についても、例えば私が議会で取り上げた天白区の路線でいうと、地元の合意はもうあるのです。地元の合意はあるにも関わらず、今回もまだ都市計画変更として、議案として提出されていない。これはいったいどうしてかなということもあるので、これからの案件ですからこの場で答えはいいのですけれど、いつまでに残りの8箇所をやる予定なのかということだけは、はっきりと答えをしていただきたいと思います。

- 幹 事 (街路計画) 時期についてでございますけれど、なかなかいつまでには申し上げにくいところでございます。私どもといたしましては、少しでも早く関係機関の調整等や代替措置の検討等いろいろあるのですけれども、その部分速やかにすすめて一日でも早く地元説明会に入っていただきたいと考えているというところですが、ご容赦願いたいと思います。
- 委 員 そうやってずるずる行くのが非常にまずいので、地元の合意として、この路線は廃止してほしいと、そういう声を上げている路線については、速やかに都市計画変更の手続きをやっていただきたいということを申し上げておきます。
- 議 長 事務局ではその点考慮の上、ご配慮をお願いします。
あと何かその他ご意見ございませんでしょうか。なければ先に進めていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。
案件2「長期末整備公園緑地の見直しについて」を議題とします。幹事の説明を求めます。
- 幹 事 (防災・都市施策) それでは、長期末整備公園緑地の見直しに関する案件についてご説明いたします。
第1号議案の「名古屋都市計画用途地域の変更」から第9・10号議案までの3議案でございますが、これらの内容はそれぞれ相互に関連いたしておりますので、一括して説明させていただきます。
議案資料としましては、用途地域に関するものとして、資料番号1-1の計画書、1-2の総括図、1-8～10の計画図、公園に関するものとして、資料番号9-1の計画書、9-2の総括図、9-3～6と8の計画図、9-9の都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解、緑地に関するものとして、10-1の計画書、10-2の総括図、10-3～4の計画図でございます。ご確認ください。
また、当案件は、説明資料及び参考資料の「長期末整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム(第2次)(概要版)」、スライドにてご説明いたします。
それでは、失礼ながら、以後は着座にて、ご説明させていただきます。
本件の説明に入ります前に、この変更に関する背景・経緯につきまして、ご説明いたします。
長期末整備公園緑地とは、「名古屋市の事業を行う公園緑地で、都市計画決定後、長期間が経過し、区域内に、買収が必要な民有地が存在している都市計画公園緑地」のことを示しております。未整備公園緑地の見直しについては、平成19年度に1度目の全市的な見直しを行っておりますが、それから約10年が経過し、公園緑地を取り巻く状況が変化したことを受け、平成28年12月に有識者らで構成する名古屋市緑の審議会から提出された答申の内容に基づき、宅地化した区域を中心に、きめ細かな区域見直しを行うことといたしました。平成29年11月には名古屋市議会へお諮りし、同年12月に「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)」(案)を公表、パブリックコメントを実施いたしました。
その後、平成30年1月に当審議会においてご報告させていただき、同年3月、正式に「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)」を策定・公表したところでございます。
次に、お手元の参考資料「長期末整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム(第2次)(概要版)」を、ご覧ください。
1ページから10ページにかけてまして、長期末整備公園緑地の取り組みと現状、見直しの必要性、見直しの考え方についてまとめております。
8ページをご覧ください。「都市計画の見直しの基本方針」でございます。都市計画の見直しについては、5つの基本方針に基づいたものです。今回の第2次見直しでは、基本方針5の「計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除」につきまして、「縁辺部にあり、おおむね1ha以上、かつ8割以上宅地化している区域」、「樹林型の公園緑地において、おおむね1ha以上、かつ50年以上非樹林地となって

おり、周辺樹林への影響がない区域」、「学校グラウンド、一団の墓地など、規模が大きく移転困難な施設」、の3つの対象についても、削除を検討する区域として設定しております。スクリーンでは、この方針に基づき都市計画の見直しの対象とした13公園緑地をお示ししております。

それでは、本件の内容について、説明させていただきます。説明資料をご覧ください。

説明資料1ページ(2)「都市計画変更の理由」でございます。本件は、平成30年3月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)」を策定いたしました。その中で、都市計画の見直し対象のうち、平成30年に地元説明等を実施した6公園緑地について、その一部区域の削除を行います。また、公園緑地の削除を行う、一部区域につきましては、周辺の土地利用の状況や用途地域等の指定状況を鑑み、容積率等も合わせて変更するものでございます。

説明資料1ページ(3)「都市計画変更の概要」でございます。表には、今回都市計画変更を行う6公園緑地の概要をお示ししております。

説明資料2ページ「位置図」をご覧ください。図中で丸囲いのある6公園緑地について、今回、一部の区域について都市計画変更を行うものでございます。

それでは、今回の変更について、スクリーンを用いて具体的に説明いたします。スクリーンをご覧ください。

はじめに、守山区の小幡稲荷公園でございます。小幡稲荷公園は、昭和40年に都市計画決定され、現在約2.0haの近隣公園でございます。黄色の区域が現在の計画区域でございます。次に、小幡稲荷公園の具体的な変更内容をお示ししております。凡例にあるとおり、赤で色塗りされている部分が宅地化した区域及び公園機能が発揮されない区域で、今回削除を行う区域でございます。変更後は約1.5haになります。次に、小幡稲荷公園の区域見直しに伴う、用途地域等の変更内容をお示ししております。グレーで色塗りされている部分が変更を行う区域でございます。用途地域の種別は第一種低層住居専用地域のまま、容積率・建蔽率及び壁面後退を変更いたします。

続きまして、港区の多加良浦公園でございます。多加良浦公園は、昭和22年に都市計画決定され、現在約8.5haの地区公園でございます。次に、多加良浦公園の具体的な変更内容をお示ししております。赤で色塗りされている部分が宅地化した区域で、今回削除を行う区域でございます。変更後は約1.3haになります。これに伴い、地区公園から近隣公園となり、都市計画公園の種別及び規模を表す番号が変更となります。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更はございません。

続きまして、緑区の桶狭間公園でございます。桶狭間公園は、昭和41年に都市計画決定され、現在約6.7haの地区公園でございます。次に、桶狭間公園の具体的な変更内容をお示ししております。赤で色塗りされている部分が宅地化した区域及び公園機能が発揮されない区域で、今回削除を行う区域でございます。変更後は約1.7haになります。これに伴い、地区公園から近隣公園となり、都市計画公園の種別及び規模を表す番号が変更となります。次に、桶狭間公園の区域見直しに伴う、用途地域等の変更内容をお示ししております。グレーで色塗りされている部分が変更を行う区域でございます。基盤整備の状況を考慮し、周辺の用途地域の指定にあわせて、種別は第一種低層住居専用地域のまま、容積率・建蔽率及び壁面後退を変更いたします。

続きまして、港区の船頭場公園でございます。船頭場公園は、昭和33年に都市計画決定され、現在約5.7haの地区公園でございます。次に、船頭場公園の具体的な変更内容をお示ししております。赤で色塗りされている部分は公園機能が発揮されない区域で、今回削除を行う区域でございます。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更はございません。

続きまして、緑区の細根公園でございます。細根公園は、昭和40年に都市計画決定され、現在約9.9haの地区公園でございます。次に、細根公園の具体的な変更内容をお示ししております。赤で色塗りされている部分が宅地化した区域で今回削除を行う区域、及び区域境界の不整合箇所を修正した区域でございます。変更後は約8.9haになります。次に、細根公園の区域見直しに伴う、用途地域等の変更

内容をお示ししております。グレーで色塗りされている部分が変更を行う区域でございます。用途地域の種別は第一種低層住居専用地域のまま、容積率・建蔽率及び壁面後退を変更いたします。

続きまして、港区、中川区の戸田川緑地でございます。戸田川緑地は、昭和33年に都市計画決定され、現在約63.6haの緑地でございます。次に、戸田川緑地の具体的な変更内容をお示ししております。赤で色塗りされている部分は公園機能が発揮されない区域で、今回削除を行う区域でございます。変更後は約63.4haになります。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更はございません。ここまでは、長期未整備公園緑地の見直しに関する内容でございます。

なお、本件につきましては、議案ごとに令和元年5月10日から5月24日まで、都市計画の案について縦覧を行い、細根公園について1通の意見書が提出されました。スクリーンをご覧ください。お手元の議案資料9-9と同じ内容をお示ししております。これは、縦覧期間中に提出された都市計画公園緑地の都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者である本市の見解を示したものでございます。「意見の要旨」としましては、細根公園について、「細根公園の計画をいとも簡単に変更され困惑している。一刻も早く市の方に土地を購入して欲しい。」という主旨のご意見を頂きました。それに対する「都市計画決定権者の見解」としては、「細根公園の宅地化が進行している区域については、平成20年の都市計画の見直しの方針と同様、平成30年の第2次見直しにおいても都市計画公園区域の削除を検討することとしております。都市計画公園区域から削除となった場合、公園事業を行わないため市が買い取らない区域となります。」とさせていただきます。

今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画変更を行うこととなります。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの長期未整備公園緑地の見直しにつきまして、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。いかがございましょうか。

先ほど説明に合ったとおり、大体妥当な変更であったように思います。もしよろしければ、次の議案に行きたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、案件3「雨池公園について」に移りたいと思います。それでは幹事の説明を求めたいと思います。

幹事 (防災・都市施策) それでは、雨池公園に関する案件についてご説明いたします。

第1号議案の「名古屋都市計画用途地域の変更」から第3・5・6・9・14号議案までの6議案でございますが、これらの内容はそれぞれ相互に関連いたしておりますので、一括して説明させていただきます。

議案資料としましては、用途地域に関するものとして、資料番号1-1の計画書、1-2の総括図、1-11の計画図、高度地区に関するものとして、資料番号3-1の計画書、3-2の総括図、3-8の計画図、防火地域及び準防火地域に関するものとして、資料番号5-1の計画書、5-2の総括図、5-3の計画図、風致地区に関するものとして、資料番号6-1の計画書、6-2の総括図、6-3の計画図、公園に関するものとして、資料番号9-1の計画書、9-2の総括図、9-7の計画図、風致地区の種別に関するものとして、資料番号14-1の諮問文、14-2の変更案、14-3の総括図、4の計画図でございます。ご確認ください。また、当案件は、説明資料及びスライドにてご説明いたします。

それでは、失礼ながら、以後は着座にて、ご説明させていただきます。

雨池公園は、尾張旭市との市境に位置し、昭和40年に決定され、現在約6.6haの都市計画公園でございます。黄色の区域が現在の計画区域でございます。

説明資料1ページ(2)「都市計画変更の理由」及び(3)「都市計画変更の概要」でございます。本件は、雨池公園の南側において、尾張旭市へと接続する都市計画道路山の手通線の事業に伴い、市道御膳洞第1号線の線形が変更されることから、あわせて公園区域の変更を行うものでございます。また、公園の区域境界が不明瞭

となっていた部分についても、現況の地形地物の形に変更するとともに、公園区域を基準としていた用途地域等や風致地区の境界もあわせて変更を行うものです。参考までに市道御膳洞第1号線の線形変更の概略図をお示ししております。

スクリーンをご覧ください。赤色の部分が市道御膳洞第1号線の線形変更を行う部分です。

雨池公園の変更内容をお示ししております。グレーの部分が追加する区域、赤色の部分が削除する区域となります。次に、用途地域等の変更内容をお示ししております。赤線で囲った部分に変更する区域となります。基本的な考え方として、公園内は、第1種住居地域、31m高度地区、準防火地域及び第1種風致地区に、その他の区域につきましては、周辺に合わせた用途地域等に、変更を行っております。なお、今回の用途地域等の変更に伴う、民有地への影響はございません。詳細な変更内容につきましては、説明資料3ページの下の方、①から⑦をご覧ください。

また、風致地区の種別の変更につきましては、条例であらかじめ都市計画審議会の意見を聞くこととされていることから、併せて諮問させていただきます。

なお、本件につきましては、議案ごとに令和元年5月10日から5月24日まで、都市計画の案について縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画変更を行うこととなります。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、ご説明のありました雨池公園について、皆さまのご意見等いただきたいと思います。何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次の案件4「大高瀬木南地区について」議題にしたいと思います。幹事の説明を求めます。

幹事
(都市計画)

案件4の「大高瀬木南地区」について、ご説明いたします。

本件に関連する議案は、第1号議案、第11号議案の2件でございます。これらの案件は相互に関連するため、一括してご説明させていただきます。

議案資料といたしましては、用途地域に関するものとして、資料番号1-1の変更計画書、1-2の総括図、1-12の計画図、地区計画に関するものとして、資料番号11-1の決定計画書、11-2の総括図、11-3の計画図となっております。ご確認ください。

また、説明資料といたしまして、案件4「大高瀬木南地区について」をご用意しておりますのでご確認ください。

当案件は、説明資料及びスライドでご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、失礼ながら、座って説明させていただきます。

ただいま、スクリーンには総括図をお示ししております。大高瀬木南地区は、緑区の南西部、JR東海道線南大高駅の西約900mに位置しております。

スクリーンでは、平成27年時点の航空写真をお示ししております。

当地区では、平成28年1月に大高瀬木南土地区画整理組合が設立され、現在、住宅地の形成を目的とする土地区画整理事業が進められています。本件は、この土地区画整理事業の進捗に伴い、地区の将来像を勘案しつつ適切な用途地域への変更を行うとともに、地区計画を定めることで、ゆとりとうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図るものでございます。

まず、用途地域の変更の概要についてご説明いたします。

説明資料1ページをご覧ください。ただいまスクリーンには用途地域の変更計画図をお示ししております。赤枠の区域、面積約2.6haが、今回、変更する箇所でございます。現在の第一種低層住居専用地域、建蔽率30%、容積率50%、壁面後退距離1.5mの指定について、種別は第一種低層住居専用地域のまま、建蔽率50%、容積率150%、壁面後退なしに変更するものでございます。

次に、地区計画の決定の概要についてご説明いたします。

説明資料の2ページに参考図(2)、3ページに建築物等の概要をご覧ください。ただいまスクリーンには参考図(2)をお示ししております。赤枠が地区計画の区域で、面積は約2.8haとなっております。

当地区計画の目標としましては、ゆとりとうるおいのある良好な住宅市街地の形成を目指すものとしております。建築物等に関する事項については、敷地面積の最低限度を130㎡、緑化率の最低限度を10%とするなどの制限を定めるものでございます。以上が、大高瀬木南地区の内容でございます。

なお、本件につきましては、議案ごとに、令和元年5月10日から24日まで都市計画の案について縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の都市計画手続きでございますが、いずれも名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画の変更及び決定を行うこととなります。それでは、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、案件4「大高瀬木南地区の地区計画」につきまして、皆さまのご意見、ご質問を賜りたいと思います、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

案件1から4までについて、先に一括説明、質疑応答を受けまして、その後、一括して議決するということになっております。

今までの皆さま方の質疑応答を聞いておりまして、案件1につきましては、議案に特に異議があるということではなく、今後の対応あるいはフォローアップについての要望というのはございましたけれども、異議はなかったかと思えます。

それから、案2「長期末整備公園緑地の見直し」、案3「雨池公園」、案4「大高瀬木南地区」につきましては、特に意見なしということで、基本的に異議はなかったと理解しておりますけれども、よろしかったでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 ありがとうございます。それでは異議がないということでございますので、この1から4の案件につきまして、全て原案どおり可決したいと思います。

それでは引き続きまして、第14号議案につきまして、案件3「雨池地区」でございますけれども、ここでは風致地区の種別の変更がございます。風致地区の種別を変更する場合には、諮問をして意見等を求めるということでしたけれども、これにつきましては、先ほど意見ございませんでしたのでそのまま意見なしということでよろしゅうございますか。

委員一同 (異議なし)

議長 ありがとうございます。
それでは、意見なしとして認めていただいたことにしたいと思います。
それでは次に、案件5「栄四丁目1番地区について」議題としたいと思います。
事務局の説明をお願いいたします。

幹事 (都市計画) それでは、第4号議案 名古屋都市計画都市再生特別地区の変更についてご説明いたします。

議案資料といたしましては、資料番号4-1の計画書、4-2の総括図、4-3の計画図です。また、説明資料といたしまして、案件5「栄四丁目1番地区について」をご用意しました。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

本件は、平成31年2月15日に中部日本ビルディング株式会社より、中日ビルの建て替えにつきまして、都市再生特別措置法に基づく都市再生特別地区に関する都市計画提案がなされております。本市はこの提案に対し評価を行った結果、都市再生特別地区を追加する変更を行う必要性が認められると判断し、その手続きを行うこととしたものでございます。

当案件は、説明資料及びスライドにてご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

たします。それでは座って説明いたします。

スクリーンには、地区周辺の航空写真をお示ししております。当地区は、久屋大通と広小路通が交差する南東角に位置しております。

スクリーンには、総括図をお示ししております。当地区は、都市再生緊急整備地域の「名古屋駅周辺・伏見・栄地域」内に位置しており、用途地域は商業地域、容積率の指定は1,000%と800%の区域にまたがっており敷地における基準容積率は948%となります。

続いて、都市計画の内容についてご説明いたします。

スクリーンには、説明資料1ページの計画書の抜粋をお示ししております。容積率の最高限度を1,470%、最低限度を950%、建蔽率の最低限度を90%、建築面積の最低限度を1,000㎡と定めます。

スクリーンには説明資料2ページの計画図をお示ししております。高さの最高限度については、高層部で170m、中層部で135m、低層部で55mと3段階とし、低層部を久屋大通沿いの建物の軒レベルに合わせるとともに、壁面の位置の制限については、低層の1階レベルで久屋大通から2m、広小路通から4mなど、歩行者への圧迫感を軽減し、周辺環境と調和するよう定めています。

続いて、都市再生事業の内容についてご説明いたします。

スクリーンには、説明資料3ページの都市再生事業の概要をお示ししております。約6,857㎡の敷地において高さ約170m、地上31階地下4階建てで、ご覧の規模の事業を行うものであり、施工期間は令和5年11月までとなっております。

また、都市再生への貢献内容としましては、多目的ホール、MICE施設、ハイグレードホテルの整備、緑化、地域冷暖房施設の整備などの環境面。退避施設や防災備蓄倉庫の整備など防災面。あるいは地下街等のバリアフリー化。イベント広場、賑わい店舗の整備。空地の整備などを実施する計画となっております。

スクリーンには、説明資料4ページの外観イメージパースをお示ししております。低層部、中層部、高層部の三層構造とし、低層部を久屋大通沿いの建物の高さに合わせてすることで、シンボル性を持たせながら周辺と調和する計画としております。

スクリーンには、説明資料5ページの断面図をお示ししております。計画建物の構成ですが、地下1階から3階の低層階を商業施設、中層階を多目的ホール、事務所、高層階をホテルとする計画となっております。また、地下2階以下は駐車場あるいは地域冷暖房施設などとなっております。

それでは、都市再生への貢献項目について代表的なものを具体的にご説明いたします。

スクリーンには、説明資料6ページの地下1階・地上1階平面図をお示ししております。地下1階から地上1階にかけて、地下街から計画地東側地上部へ繋がる通り抜け通路を整備し、地下と地上を結ぶバリアフリー動線としてエスカレーター及びエレベーターを整備するとともに、これに面してイベントスペースを設け、災害時には退避施設として活用する計画となっております。また、1階には、久屋大通及び広小路通に面して賑わい店舗を整備するとともに、イベントスペース上部を吹抜け空間とするものです。

スクリーンには、低層商業部分とイベントスペースのイメージパースをお示ししております。ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、スクリーンには、説明資料7ページの6階の多目的ホールと7階の屋上広場、地域冷暖房施設の平面図をお示ししております。

多目的ホールは、最大約600席となる可動式で演劇、講演会や展示会等にも対応できるよう整備する計画となっております。

スクリーンには、説明資料8ページのホテル階の平面図をお示ししております。客室数は約250室、そのうち7割以上を1室あたり22㎡以上の客室で計画しております。また、200㎡以上のロビーを確保し、ロビーからの眺望にも配慮するとともに付帯施設として宿泊客以外にも利用可能なレストランや宿泊者用のジム等を整備する計画となっております。

続きましてスクリーンには、説明資料9ページの1階平面図をお示ししております。

す。久屋大通と広小路通からの壁面後退により、歩道と一体として幅員8～10mの歩行者空間を設ける計画となっております。

スクリーンには、説明資料9ページの緑化計画図をお示ししております。

空地や屋上庭園広場を緑化し、緑化率20%以上を確保する計画となっております。以上が都市計画事業の内容でございます。

なお、本件につきましては、令和元年5月10日から5月24日まで縦覧を行いました。都市計画の案について意見書の提出はありませんでした。

最後に、今後の都市計画手続きですが、名古屋市決定の案件となりますので、当審議会でご決まりましたら、愛知県知事への意見聴取、国土交通大臣の協議・同意を経て、都市計画の変更を行うこととなります。それでは、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明のありました栄四丁目1番地区について、皆さま方のご意見をいただきたいと思っております。また、ご質問がある方、遠慮なく発言をお願いします。

委員 先ほどご説明のありました都市再生への貢献項目について、追加でご説明をいただきたいと思うのですが。

まずハイグレードホテルというのがあって、先ほどは22㎡以上が7割というご説明があったのですが、ハイグレードにしては狭いような気がするのですが、何ををもってハイグレードと評価しているのかということが1点。

2点目が、緑化計画図があって20%緑化ということでしたが、ほとんどが屋上緑化で地上の緑化とか樹木があまりにも貧弱ではないかと思われ、いかがかなものかということ、屋上緑化も、どの階にあって実際に市民が見たり入ったりできるのかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

3点目に、地下街のバリアフリー化ということで、ビル内のエスカレーター・エレベーターが使えるということなのですが、この図で見ると随分奥まったところのエレベーターを使うようではすけれども、もっと手前の商業用のエレベーター等は使えないのかということについて補足でご説明をいただけないでしょうか。

幹事 3点ご質問いただきましたのでお答えをさせていただきます。

(都心まちづくり)

まず1点目、ハイグレードホテルについてでございます。名古屋のホテルの事情として、どういった客室等がこれまでであるかということでございますが、ツインやダブルの部屋が不足しているというのが実態と伺っております。そういった中で、今回、ツインルームを確保していくということでございます。客室の床面積22㎡以上のものが7割以上になっているというところでございますが、実際は、現在計画されているホテルのプランですと大体平均で28㎡ほどになると伺っております。栄地区の実態として、どれくらいの平均客室面積があるかということではいきますと、ホテル年鑑等によりますと、13.3㎡となっております。かなりシングルが主体のものになっているということもございまして、今回ツインのお部屋を確保していくというところでございます。一方で、栄地区のホテルの中で比較的客室面積が大きいものとしては東急ホテルがございまして、こちらが25.2㎡ということで、今回28㎡ということで、それを上回る予定でございます。これが客室についての内容でございます。それから、客室以外に複数の付帯施設も設けていこうということでございまして、先ほども説明させていただきましたように、23階にロビーフロアがありますけれども、そちらに一般の方、宿泊客以外の方も使えるレストランを整備するとか、ロビーも一般の方が入っていただいで、久屋大通に面するところになりますので、ロビーからテレビ塔等の眺望を見ていただけるというしつらえになっています。こういった客室の整備、それから付帯施設の整備等を総合的に判断しまして、ハイグレードホテルという評価をさせていただきます。

2点目の緑化についてでございます。まず緑化の考え方といたしまして、久屋大通に面するというところで、今も久屋大通公園の再整備等をすすめているところでございますが、久屋の空間、それから道路に面して非常にボリュームのある街路

樹があるということもございまして、公共側の緑をできるだけ享受できるようなものにしていこうということで、建物をできるだけ前面に出して賑わいを作っていく、その賑わいを作る中で公共空間の緑を感じていただけるという考えもございまして、低層部についてはセットバックによる公共、歩行通路の充実としています。その一方で、屋上に庭園を用意するということで、低層部7階の屋上に(スライドに平面図を示す)、この平面図の左のほうに丸いようなデザインのところがございしますが、これが7階屋上の庭園となっております。こちらにも植栽を設けるとか、一般の方が随时入れるような一般開放の空間となっております、こういった庭園の身近な緑を感じながら、その向こうに遠景の久屋大通の緑等を感じられるということで、緑の奥行き感が感じられるような空間づくりをしていくという計画になっています。それからさらに上の階になりますと、先ほどホテルのところでも申し上げましたようなロビーのところにも屋上緑化を設けさせていただいて、ちょうどエレベーターを降りると目の前に緑が目に入ってくるということで、これも先ほどの高質な空間づくりということとあいまって、緑化をこういったところに設けることによって効果的な空間づくりをしていこうという計画になっています。

3点目のバリアフリーについてでございます。地下街のバリアフリーということで、今回、先ほどもご指摘いただきましたように、ビルの地下から入って奥手と言いますか東側のほうに誘導する形で上下動線を設けていくというふうになっています。これは、ちょうどこのビルの東側に中区役所があるということもございまして、中区役所への動線、できるだけ円滑に移動していただくという意味合いも込めまして、奥まったところになってしまうかもしれませんが、そういった利用も勘案して配置していこうと考えております。バリアフリー動線につきましては、ビルの営業時間に関わらず、地下鉄の始発から終電という時間帯も利用できるということで、その辺も考慮してバリアフリーを確保しているところでございます。

委員 それぞれ回答いただきました。ホテルについては、ツインルーム主体の高級感あるホテルということだと思うのですが、確かに今は不足しているのでしょうけれど、このクラスのホテルは、黙っていてもとは言わないまでもある程度市場原理で今後増えていくことが期待されるのではないかなという気がしております。ちょっと甘いかもしれませんが、ただ、やはり名古屋市として政策的に支援して整備していきたいというのは、もっと高級な、いわゆる4つ星とか5つ星、せめて3つ星くらいのいわゆるラグジュアリーホテルではないかなという気がいたします。全てをそういうラグジュアリーなスイートルームにしろということではないですけれども、観光文化交流局とも連携して、事業者に対してもう一段グレードアップというかそういうスイートの的なものも増やしていけるような働きかけをお願いできないかなと思います。

2点目の緑化についてですけれども、久屋大通との連携ということで、地上の緑は久屋大通に任せたいというようにも聞かれましたけれども、ただその久屋大通自体も今いろんな再整備の中で賑わいの演出がメインになって、飲食とか物販の施設が増えていくという中で、必ずしも緑もこのままとかあるいは今後増えていくということではないのかなという気がいたします。あまり久屋大通の緑に依存しすぎると、せつかくの栄地区のアドバンテージである緑の豊かさを食いつぶしていつてしまうような気もするわけでありまして。できれば久屋大通の緑にプラスして民地でもめいっぱい緑化してこそ、そのまち全体が緑あふれる雰囲気になって、名駅地区と差別化ができて、本当に居心地のいい空間になっていくのではないかなと思うわけでありまして。当然1階の空地の部分などはプランター緑化とかもされて1年中花が咲いてということでもいいと思うのですけれども、その核となるところにシンボルツリーのようなボリューム感のある緑があったらどうかと、個人的な見解になるかもしれませんが、思います。それから、屋上緑化についてもいろいろ考えていただいているということでもいいと思うのですが、往々にして何年か経つとただ木と花が植わって、草があるというだけになってし

まうようなこともあるので、本当に市民の皆さんが見て楽しめるものに常にリニューアルしてきちっと維持していくということを、これもお願いしたいと思います。

最後の地下街のバリアフリー化についても、中区役所への動線ということもあると思うのですが、やっぱり多くの動線は商業施設のところを使えるようにということで、今のお話からすると営業時間中は使えるということのようなので、逆に言えば、営業時間をなるべく長時間、朝早くから夜遅くまでやっていただいて、ただでさえ早いと言われている名古屋の夜を長くして、ナイト・ライフを楽しみながら、エレベーターも利用できるようにしていただければと思います。

以上、民間事業に対して少し無理なことも言っているかなという気もするわけですが、この栄地区の1丁目1番地ともいべき中日ビルの建て替えについては、冒頭の局長のあいさつでもあったように、栄地区の再開発の起爆剤でもあり、もっと言えば、これからご説明のある都市マスで新たな時代に対応した都市づくりのあり方を先導していくようなリーディング・プロジェクトにもなっていたかなければいけないような事業だと思いますので、事業者の方には、ぜひ高い志と誇りを持って、よりよい再開発になるように一層のご尽力をお願いしたいと思いますし、市の当局も、これまでになく容積率のアップを認めるというこの都市再生特区の決定を始め、できるだけ支援をしていただいて、いいプロジェクトになるようにお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。非常に貴重な意見だと思います。こういった規制緩和とともに協議型のまちづくりをしていきながら、よりよい開発をすすめていくことは非常に重要だと思います。

あと他に何かご意見ございますか。

委員 専門の分野とはちょっと違いますけれども、私も名古屋に生まれ育って60年、栄地区の再生というのが今後の名古屋の魅力づくりの鍵になるだろうと思います。中日ビルの建て替えというのが、栄の再生・賑わいを取り戻すということの装置に本当になるのかなというのをちょっと危惧します。今日詳しくお話を伺ったのだけでも、現在まであった中日ビルというのは、例えば中日劇場があったり、中日パレスや中日ドラゴンズのイベントなどもやったりして、栄のひとつの顔だったと思うのです。それに代わる人を呼ぶ装置になるのかなと。今内容を伺っただけでは、何をもちこに人が集まるのかというのがよくわかりません。細かいお話しありましたが、例えば今、中日劇場と申し上げましたが、劇場とかシアターとかそういう人を呼ぶイベント施設が名古屋は本当になくて、主要なアーティストとかいろんな劇団とかもどんどん名古屋を飛ばすようになっておりますが、そういうものの一角であった中日劇場がなくなって、今度できるのかなと思ったら、椅子を動かせるような簡単な多目的ホールができる程度だということを聞いてちょっとがっかりしたのですけれども。そういう様々な、人を呼ぶ賑わい装置になるのかというのが、ちょっと心配しております。

もう1点は、イメージパースがありますけれども、高さが150m。先日も中日新聞に栄地区の将来像の絵がカラーで出ましたが、栄というのは名古屋駅と違って空の広さが魅力だと思うのです。久屋大通を中心として空が広いというのが栄のいいところなのですけれども、このイメージパースですと高い部分が久屋大通に面して立ち上がるので、新聞に出たような栄のイメージをこれ自身が壊すのではないかという危惧もします。今更建物の形を変えられないのかもしれないけれども、テレビ塔と同じ、あるいはそれ以上の高さのものがそびえるということに対して、景観的に名古屋市はどのようにお考えなのかというこの2点ですね、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

幹事 (都心まちづくり) 2点お尋ねいただきました。まず1点目が文化施設ということかと思います。ご指摘のとおり中日劇場、非常に歴史のあるホールということでイベント等もされ

てきたところでございますけれども、今回の建て替えに際しまして、劇場・ホール等の実態の調べなども踏まえまして、今後の利用のあり方とか計画する中で多様に使えていくものを今回、志向しているというところでございます。実際コンサートもそうですし会議とか飲食もできる、多様に汎用性のあるホールを作っていくことによって、一方で、事業的には稼働性を上げるということもございまして、可動式の座席を設けるとか、多様な使い方ができるようにしていこうということで、不特定多数の方がたくさん来ていただける、そういった意味では賑わいに資するという観点もございまして、こういったものを今回整備していくというところでございます。それから、もう1つは、一般の方に来ていただく点でいきますと、地下にオープンスペースを設けるという計画、イベントスペースですね、この図面で緑色の部分ですけれども、こういったところは通常、日常解放した空間で、こちらの広場でイベント等もできますし、スクリーン等でパブリックビューイング等もできるということも考えていらっしゃるということで、随時、ここが賑わってたたずんでいただける、憩っていただける空間になるのかなと思っていますところであります。こういったことで賑わいと言いますか、地区の顔になるというような施設構成を考えているということでございます。

それから、高さの点でございます。確かにこれだけの高さのものはこれまで栄にはなくて、景観的にも随分変わる要素にはなると思うのですが、一方で栄の新たなシンボルという位置づけもできるのかなと思っていますところでございます。そんな中でかなり久屋大通側に面して壁を設けるということについての考えですけれども、これは久屋の公園側からも、建物内の人の動きとか、活動している様子が見られる、さらにビルの側からも公園側が見られる、見る・見られるの関係を作っていこうということで、まちの躍動感といいますか、そういったものをぜひ感じられるようにしたいということもあって、こういった施設配置にさせていただいているということです。一方で、広小路側に関しては、低層部・中層部という形でひな壇型にすることで圧迫感の軽減を図るという建物全体の立面構成が計画されております。

議長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
あと何かその他にご意見あればお願いいたします。

委員 出ました2つのご意見とも関係するのですが、この栄駅の中日ビルの位置というのはまさに栄のど真ん中なわけで、今回ここをどのように整備するのかによって、栄全体に対しての影響というのが非常に大きい、重要なプロジェクトだと理解しております。その一方で、久屋大通公園あるいはその両側の空間を含んだ再整備の検討がされているわけなのですが、そういった計画の中で中日ビルの位置づけをどのように調整されているのか、先ほどのご説明ですと、むしろ久屋大通側に全面的に任せるというようなご意見もあった位で、そういうふうに関係するのですが、これだけ高度化された建築物ができるということは、かなりの発生集中量の交通も呼び込むということに当然なるわけで、そのときに現状の久屋大通の空間のあり方を前提としているものになっているのではないのかなと。逆に、今後久屋大通のあり方を議論していくときに、今議論をしているこの中日ビルの再生といいますか建設が逆に制約条件になる可能性も否定できないのではないのかなということを非常に感じていまして、栄全体の将来のビジョンの中でのこの一角の整備の調整というのが、どのように位置づけられているのか、特に駐車場への誘導等も今後検討しないといけないと思うのですが、それによって久屋大通の空間の見直しにも関わってくることで、その辺の調整・検討をどのようにされているのかについてご説明いただければと思います。

幹事 (都心まちづくり) 久屋の再生との関連性ということでお尋ねでございます。確かにこれまで説明させていただいたように、かなり久屋大通に頼るようなお話にしまったかもしれませんが、今回の建て替えでホテルを新たに設置するというところで

ざいますので、ホテルでの滞在の中で、久屋大通でも憩っていただく、活動していただくという関連性を持たせた視点は持ち合わせているところでございます。一方で、今後も特にこのビルの面する部分が南エリアということで、今後どういった内容にしていくかということも検討していく過程にございますので、そういった中で中日ビルの使われ方、さらに久屋で、どういうしつらえをすることによって、どんな活動がされるかということを、一体感を持った計画、検討づくりをこれからすすめていきたいということでございます。

委員　　そうしますと、例えば入出庫の車両の取り回しの仕方などは、今後も、久屋大通のあり方の検討の内容によっては、見直す可能性も十分にあり得るという理解でよろしいでしょうか。

幹事
(都心まちづくり)　車の入出庫につきましては、現計画でも久屋大通からの入出庫ではなく、敷地の南側のほうから入出庫するということで、実際久屋大通の車の取り回しの負担は軽減するような方向で考えているところでございます。

委員　　私が今申し上げたかったのは、久屋大通側に入庫口があるかどうかではなくて、例えば地表部から入るのか、地下から入るのかというような選択もあると思うのですね。現状の久屋大通の街路空間のあり方というものを前提とすれば、たぶんそういうことだと思うのですが、その一方で、今いろんな検討が久屋大通公園あるいはその両側の久屋大通で行われようとしている中で、逆にこれが前提条件になるようなことにならないのか、ということですね。その辺をどうお考えか伺いしたいと思います。

幹事
(栄開発)　久屋大通公園の北側につきましては、新しい使われ方を目指して工事をしているところでございますけれども、南エリアにつきましては、今これから将来のあり方をどうしようかという検討を行っているところでございます。委員ご指摘のありました南エリアの駐車場が、ここのエリアには公園の下にあるものですから、その駐車場に入る車の取り回しというのが1つの大きな議論のベースになるのであろうと、そういうご指摘だと考えてございます。南エリアについては、今申し上げたようにまだ議論の最中でございまして、具体的にどういう形になっていくかというのは、これからのことでございますけれども、南エリアの今後のあり方を決め、また整備をしていくという間に、またこの中日ビルの今回の事業が進んでいくと、必ずしもきれいな形で時間軸が合うかどうかというのは微妙ではあると思いますが、その時々議論の中身等については、事業者にもお伝えしていく中で、交通については基本的には今の状況で対応していただくようになってございますけれども、これから先の南エリアの検討にあわせて、もし対応が可能なものであるとすれば、そうしたものに対しての申し入れをさせていただきながら、検討いただくような働きかけは今後もしてまいりたいと思っております。

議長　　よろしいでしょうか。非常に重要な指摘だと思います。久屋大通の再生整備と併せて、先ほど委員が言われたように、制約条件にならないようなことで調整していただければと思います。

あと何かその他、ご意見ございませんでしょうか。

委員　　先ほどの委員のお話に追加してなんですけれど、委員のお話の中では車の処理ということで、私が想像するに、今の久屋大通と中日ビルの地下をつなぐというようなことで一体で利用することもありうる。それによって出入口を変えることができるのではないかと、そういうこともあろうかと思ったり、また逆に、久屋駐車場についても、少し使い方を見直すことで、場合によっては、駐車場のスペースをイベント空間とかに変えて、中日ビルとの間で行き来がもっとできるようにすることも場合によっては考えられるのかなと思います。

そういったことも全部含めて、なかなか時期が合わないということは難しいと

ころではあるのでしょうか、なるべく考えられることをいろいろ上げておいて、それに将来中日ビル側も対応していただけるような準備というのか、全部開口、将来壁を取れみたいなことは現実的には不可能かもしれませんが、ある程度想定されるようなところについては、場合によっては、将来少し穴をあけて久屋大通側とつなげるようにするようなことも、あらかじめ準備しておくこともできればいいのかなと思いますので、そういうことも含めてこれから検討していただけるといいのかなと思いますので、補足をお願いします。

議長 これは要望ということでしょうか。

委員 はい。

議長 あと何かその他、ご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、いろいろご意見出てまいりました。それぞれに非常に意義のあるご意見であると考えておりますが、ただいま意見を述べていただいた委員の皆さま、これはひとつの異議ととらえるのか、あるいは今後の検討ということであるのかということで、議決の取り扱い方が違いますが、いかがいたしましょうか。もし異議として論じたいということでございましたら、その旨をお聞かせ願いたいのですが。特に異議ではないということでしょうか。

委員 (要望)

議長 要望ということで、はい、わかりました。ありがとうございます。

非常に重要な指摘だと思います。この中日ビルの案件につきましては、栄の非常に重要な案件でございますので、これを成功させていきたいという皆さま方の思いだと思います。先ほどの要望をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

それでは、特に異議がないということでございますので、この案件を原案どおり認めていただくということでよろしゅうございますか。

委員一同 (異議なし)

議長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして案件6「太閤地区について」を議題とします。幹事の説明を求めます。

幹事 (都市計画) それでは、案件6の「太閤地区」について、ご説明いたします。

本件に関連する議案は、第12号議案「名古屋都市計画地区計画の変更(太閤地区)」でございます。議案資料といたしましては、資料番号12-1の計画書、12-2の総括図、12-3の計画図となっております。また、説明資料といたしまして、案件6「太閤地区について」をご用意させていただいておりますので、ご確認ください。なお、本件につきましては、説明資料及びスライドでご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

ただいま、スクリーンには総括図をお示ししております。当地区は、中村区のJR名古屋駅南西約600mに位置しております。

航空写真です。赤線でお示ししておりますのが、太閤地区計画の区域でございます。本地区は、平成15年3月に地区の中央に計画されておりました都市計画道路椿町線の整備に合わせまして、高度利用や都心定住に資する市街地の形成を目指して、地区計画が決定され、これまでに病院、集合住宅、店舗等が立地してきた地区でございます。今回、都市計画道路椿町線が完成・供用されたことに伴いまして、旧道に基づいた区域区分を見直すとともに、土地利用の具体化に併せ、一部の制限内容の変更を行うものでございます。

地区計画の変更の概要についてご説明いたします。

スクリーンには説明資料1ページの計画図をお示ししております。

続きましてスクリーンには、説明資料2ページの新旧対象図をお示しております。左の図が変更前、右の図が今回の変更後のものでございます。具体的には、椿町線の道路中心に区域の位置を変更するとともに、地区の区分において西第二地区、東第三地区を新たに設けるものでございます。

次に建築物等に対する制限の概要をご説明いたします。

説明資料3ページに下線でお示した部分が今回の変更箇所でございます。新たに区分する東第三地区におきまして、周辺と調和した良好な都市環境の形成を図りながら、中高層の建築物だけでなく、一定規模以上の戸建建築物などを許容できるよう建蔽率の最高限度や、敷地面積の最低限度を変更するとともに、高さの制限を行うものでございます。以上が、太閤地区の内容でございます。

なお、本件につきましては令和元年5月10日から同月24日まで都市計画の案について縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会でも可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画変更を行うこととなります。それでは、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 太閤地区につきまして、質疑応答に入りたいと思います。何かご質問、ご意見のある方いらっしゃいましたら、遠慮なくお申し出ください。特にご意見等、ご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。
それでは、特に異議はないということでございますので、原案どおり可決したいと思います。

委 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、引き続きまして、案件7「打越地区について」を議題とします。幹事の説明を求めます。

幹 事 それでは、案件7の「打越地区」について、ご説明いたします。
(都市計画) 本件に関連する議案は、第13号議案「名古屋都市計画地区計画の変更(打越地区)」でございます。議案資料といたしましては、資料番号13-1の計画書、13-2の総括図、13-3の計画図となっております。また、説明資料として案件7「打越地区について」をご用意しましたので、ご確認ください。本件につきましては、説明資料及びスライドにてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、座ってご説明させていただきます。

ただいま、スクリーンには総括図をお示ししております。本地区は、千種区の地下鉄星ヶ丘駅の北東約700mに位置しております。

航空写真です。赤線でお示ししておりますのが、今回地区計画の変更を行う打越地区でございます。本地区は、良好な居住環境の整備を図るため、一団地の住宅施設として昭和37年に都市計画決定した住宅団地、市営打越荘でございます。平成24年に、打越荘の建て替えにあたり、一団地の住宅施設を廃止するとともに、周辺の住環境と調和した、潤いのある良好な都市居住環境の形成を図ることを目的として地区計画を決定しております。本件は、建て替え計画の変更に合わせ、地区計画の内容の一部を変更するものでございます。

建て替え計画配置の新旧対照図です。赤線でお示しております区域が、今回計画が変更となる部分でございます。

先ほどの図面を拡大したものです。当初の計画では、駐車場及び広場が設置される予定でしたが、市営住宅では主に高齢者の増加に伴い、自動車所有世帯が減少していることを踏まえ、当地区計画の都市計画決定後の平成25年に、一般の民間集合住宅の基準とは別に、市営住宅に関する駐車場整備基準が設けられました。

具体的には、単身世帯向けや小家族世帯向けの住戸がある場合については、駐車場の附置義務台数が低減されるということになりました。それを受けまして、当団地におきましても、駐車場の整備台数を減らして、新たに住棟を建設すると

いうことになったものでございます。今回の都市計画変更は、これに伴い、地区施設である広場及び緑地の配置を変更するという内容でございます。

次に、地区計画の変更の概要についてご説明いたします。

ただいま、スクリーンには説明資料2ページの②地区施設の新旧対照図をお示ししております。左の図が変更前、右の図が変更後で、広場につきましては、左の変更前の図面では、街区の南側に設けられていた広場を、右の変更後のように、街区の北側に設けます。また、緑地に関しましては建て替え計画に合わせて形状を変更しております。なお、広場が住棟の北側に位置することとなりますが、住民の利用上特に支障はないものと考えております。なお、「広場の面積」及び「緑地の合計面積」については変更はございません。また、建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度などの建築物の制限内容についても変更はございません。以上、打越地区の地区計画の変更についてご説明いたしました。

なお、本件につきまして本年5月10日から24日まで都市計画案について縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画変更を行うこととなります。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 打越地区計画につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、承りたいと思いますがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。
それでは、特に異議ないということでございますので、原案どおり可決したいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 はい、ありがとうございます。
それでは、次に、その他の案件に移りたいと思います。「その他」案件として「新たな時代に対応した都市づくりのあり方について」の報告を議題にしたいと思っております。

この案件につきましては、平成30年1月に名古屋市長から諮問を受けて、本日は、現時点における中間報告、以前にも、都市の構造につきまして中間報告させていただきましたが、部門別の計画等進展がございましたので第2回目の中間報告をさせていただいて、皆様方のご意見を承りたいと思います。

それでは、幹事からの報告を求めます。

幹事 (防災・都市施策) それでは、その他「新たな時代に対応した都市づくりのあり方」について、説明させていただきます。

なお、説明資料につきましては、ア-2 答申素案の「8章 プランの見直しの方針」など、事前説明の時点から変更した点がございまして、本日配布いたしました資料をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

失礼ながら、以後は座って説明させていただきます。

はじめに、これまでの経緯や今後の予定等についてご説明します。

説明資料ア-1の表紙をおめくり下さい。

まず、「1. これまでの経緯」でございます。本件は、平成29年度第3回の都市計画審議会において諮問させていただいた「新たな時代に対応した都市づくりのあり方」に関するものでございます。審議会のもとに「新たな都市づくり検討部会」を設置していただき、次期都市計画マスタープランを策定するにあたっての基本的な考え方について、検討を重ねてまいりました。また、昨年度の第3回の都市計画審議会において、それまでの検討状況を整理し、「中間とりまとめ」として報告させていただきました。その内容の一部、将来都市構造に関しましては、現在、市民意見を募集しております本市の次期総合計画(案)に登載しております。

同じく昨年度の第3回の都市計画審議会において報告させていただきました、都心部のまちづくりに関する内容につきましては、平成31年3月に「都心部まちづくりビジョン」として先行して公表いたしております。

部会の委員については、資料の「2. 新たな都市づくり検討部会 委員名簿」をご覧ください。

「3. 今後の予定」でございます。第7回となります部会において答申(案)について議論を行った後に、本年度第2回の都市計画審議会において答申をいただき、令和2年度の早い時期に次期都市計画マスタープランとして公表する予定です。

続きまして、「新たな時代に対応した都市づくりのあり方」の答申の素案について、説明資料ア-2を使って説明させていただきます。

本日は、「中間とりまとめ」以後、部会において検討した内容を中心に、ご報告させていただきます。

説明資料ア-2の表紙をおめくり下さい。

まず、目次となります。

次に、「はじめに」の4ページをご覧ください。「はじめに」として、答申に至る背景や考え方を明示しました。2018年に、立地適正化計画として「なごや集約連携型まちづくりプラン」を策定し、集約連携型都市構造の実現に向け、具体的な考え方を示したこと、現行都市マスが2020年に目標年次を迎える中、人口構造・動態の変化やリニア中央新幹線の開業、産業構造の転換など、社会経済状況の大きな変化が生じていることから、今後の都市づくりのあり方を見つめ直すことが求められていること、とりわけ、リニア中央新幹線の開業を、飛躍的な都市の成長のための絶好の機会と捉え、その効果を最大化するための都市づくりが必要なことなどの背景を踏まえ、「なごや集約連携型まちづくりプラン」の内容を発展させ、関連する個別計画を空間的に統合し、社会状況の変化に対応する「新たな時代に対応した都市づくりのあり方」について、答申としてとりまとめたことを、明示しました。

本日は、「中間とりまとめ」以降に取りまとめた内容を中心に説明させていただきます。

「1章 前提条件の整理」、「2章 市を取り巻く状況」は中間とりまとめでも報告させていただいた内容となります。3章に関しましては新たに「3-3都市づくりの方針とリソース」としてとりまとめました。

20ページをご覧ください。「3-3 都市づくりの方針とリソース」について説明させていただきます。

18、19ページに掲げました、3つの都市づくりの目標を実現するため、AからHまでの8つの都市づくりの方針を掲げました。都市の骨格の形成として、土地利用、交通。都市の持続性の向上として、防災、環境。次に、都市活動の質の向上としまして、住環境、魅力、産業。最後に、まちづくりの担い手の活躍としまして、地域主体のまちづくりについての方針を掲げました。これらの方針に沿った都市づくりを展開していくこととしております。

22ページをご覧ください。都市づくりを展開する上で、有効に活用すべきリソースを、ヒト…公民連携の仕組みの活用、モノ…ストックの活用・マネジメント、カネ…投資の促進、最後に情報・技術…新技術の実装として整理しております。

26ページから「4章 将来都市構造」としてとりまとめております。構造図に関しては、現在市民意見を募集しております、次期総合計画(案)にも掲載しております。

32ページからは各ゾーンの将来イメージをまとめております。ゾーンごとにまちづくりの方針、ライフスタイルイメージの例示、ゾーンの将来イメージ、また「5章 分野別構想」のうち、特に関連する事項を主な施策の方向性として示しております。

44ページから46ページをご覧ください。「4-6 重点的にまちづくりを展開する地域」です。将来都市構造や各ゾーンの将来イメージを実現するために、広域交流機能の強化と高次機能の集積等の5つの視点から、重点的にまちづくりを展開する地域として、図にお示しする8つの地域を位置づけています。また、居住環境の改善を推進している地域についても引き続き整備を進めるとともに、今後、土地利用の転換が生じる地域や、地域主体のまちづくりとの連携の必要性が高いと認められる地域についても、重点的にまちづくりを展開していきます。

48ページをご覧ください。「5章 分野別構想」です。先ほどご説明しました都市づくりの方針のA～Gまでに対応する形で、分野毎に、まず方針を掲げ、次に、その方針に基づく具体的な施策の方向性を示しております。まず、「A 土地利用」、「B 交通」、「C 防災」、「D 環境」、「E 住宅・住環境」、「F 都市魅力」、「G 産業・イノベーション」として、それぞれ、施策の方向性をまとめております。また、関連する図や、取組やトレンド等を紹介するコラムも掲載しております。

82ページをご覧ください。「6章 地域まちづくりの推進」です。こちらは、都市づくりの方針のHに対応しております。現行の都市マスにも位置付けられていますが、引き続き地域まちづくりを推進してまいります。このページでは定義を、83ページ以降に「必要性」、「取組みの事例やイメージ」、「団体の成長に伴う流れの例示」、「推進施策や地域まちづくり活動団体の取り組みの事例」を掲載しております。

90ページをご覧ください。「7章 地域別構想」です。地域別構想は、都市計画マスタープランにおいて、地域レベルの都市計画上の指針となるものです。都心部についての地域別構想である“都心部編”は策定当初から、その他の地域の地域別構想については、都市計画マスタープランの策定後、随時追加していきます。地域別構想の策定によって、多様な主体の連携による地域レベルのまちづくりの促進を図ってまいります。内容としては、対象範囲やまちづくりの目標、まちの将来図などを想定しています。

91ページをご覧ください。地域別構想を検討する主体である、行政、開発事業者、住民・団体によって、3種の地域別構想に分類し、スケール感や運用面での違いを整理しております。

92ページをご覧ください。先ほど申しましたとおり、地域別構想の“都心部編”として昨年度3月に公表しました「都心部まちづくりビジョン」の内容をまとめております。

108ページをご覧ください。「8章 プランの見直しの方針」です。プランの見直しは、それまでの市の取り組み実績や成果、評価指標による数値の変化等を総合的に勘案しプランの評価を行うこととしております。また、上位計画の見直しや社会情勢の変化など、プランの内容に大きく影響する場合は、必要に応じて見直すものとしております。

112ページから114ページは、4章の将来都市構造におけるゾーンと、5章の分野別構想における施策の方向性の関係を整理したものであります。

以上、「その他ア 新たな時代に対応した都市づくりのあり方」について、現段階の説明を申し上げました。それでは、よろしくお願いいたします。

(委員1名 退席)

議長 ありがとうございます。時間がなかったものですから、非常に簡潔な説明になってしまいましたけれども、何かご質問、ご意見ございましたら賜りたいと思います。いかがでしょうか。

委員 感想めいたことになりますけれど、意見だけ申し上げたいと思います。非常に、大変よくまとめていると思うのですが、その中で3点ほど気になるというか、もうちょっと工夫していただければということがありますので、それを申し上げたいと思います。

1点目は、都市計画マスタープランという性格上、網羅的あるいは全方向的になるのは致し方ないことではあるのですが、何となく読んで目玉とか尖ったところというのが感じにくいところがあるのでそこは工夫をしていただけたらいいのかなと思います。

2点目ですけれども、そういう中で、今回産業イノベーションというのは新しくもないですけど出てきて、イノベーション・コアとかラボとかリンクとか、新しい概念かなと思います。先日、日経新聞にもかなり大きく取り上げられて、結

構注目もされているのかなと思うのですが、ただ、ちょっと突っ込み不足というのか、それをどう都市計画あるいは都市空間として実現していくのか、受け止めていくのかというところが見えないところ。もうちょっと工夫をしていただけるといいのかなと思います。

それから3点目、地域まちづくりと地域まちづくり構想を都市マスに位置づけていくということについて、これは前回の都市マスでもそういうことを打ち出しながらなかなかできなかったことなので、難しいと思うのですが、今回、割と精緻になった分敷居が高くなっているところがあるのかなという気がしております。地域まちづくりもいろんな段階があると思うのですが、それこそ道路のごみ拾いや公園の草を取ることから、ある意味地域まちづくりだと思いますので、そういうことも含めて拾っていきけるというかすくいあげていきけるようなことを。もちろん市の中での担当部局というのは違うので、全部住宅都市局で担当することではないと思いますが、区役所も含めて全市一体となって、そういう地域のまちづくりを応援してよりよいまちづくりができるようにしていくという視点を忘れないでいただきたいと思いますし申し上げておきたいと思います。

議長 ありがとうございます。事務局のほうで聞いておくということでよろしいでしょうか。委員、それに対して何か回答を求めますか。

委員 いいえ。

議長 よろしいですか。はい。

委員 76・77ページをお開きいただきたいのですが、ウォーターフロントについて書かれております。77ページにも川の絵がありますけれども、名古屋港から中川運河を通してささしま、名駅のライン。それから、堀川を通して白鳥、それから納屋橋、名古屋城という流れが書かれておりますが、堀川、熱田のところから新堀川が東側に分かれておりますが、新堀川を伸ばすとちょうど矢場町・栄・久屋大通につながるのですね。今後、すぐではないのですが、将来できれば、名古屋のウォーターフロントを活かしたまちづくりという点で、新堀川から久屋大通に向けてのこの路線というルートというの今後少し考えてもらって、沿線・川沿いに何か人を呼べるようなものを配置するとか。栄につないでいくような、名古屋港から熱田を通して栄というラインを考えていただけるといいかなと。将来の問題として。意見というか、お考えいただければと思います。

(委員1名 退席)

議長 ありがとうございます。何かその他、ご意見等ございませんでしょうか。新たな都市づくり検討部会では最終的にこの報告書を取りまとめることになってまいりますので、皆さまからご意見をいただきましたら、その中で検討していきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員 意見というか、今回、私も初めてこの都市計画マスタープランの検討状況を伺いまして、先ほども簡潔で大変早口の説明で十分に理解できておりません。また事前に資料をもらいましたが、大変忙しく過ぎましたので資料を読み込めておりません。また答申のときまでにはしっかりと意見も申し上げたいと思っておりますので、今日は報告をうかがったということにしたいと思っております。

議長 はい、わかりました。また事務局に意見等ございましたらお伝えいただければと思います。あと何かその他ございませんでしょうか。

意見がなければ、先ほどいただきました皆さま方の意見を踏まえて、新たな時代に対応した都市づくりのあり方のプランをさらに詰めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

本日の案件は、以上でございます。熱心なご議論をいただき、ありがとうございます。

ございました。本日の審議会を終了させていただきたいと思います。司会進行を事務局のほうへお戻しいたします。

幹 事 本日はまことに長時間にわたりまして、活発なご議論、また貴重なご意見を
(都市計画) いただきましてどうもありがとうございました。
 これをもちまして、令和元年度第1回都市計画審議会、終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後0時15分閉会

7 表決事項

(1) 都市計画議案

第 1 号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について	全員可決
第 2 号議案	名古屋都市計画特別用途地区の変更について	全員可決
第 3 号議案	名古屋都市計画高度地区の変更について	全員可決
第 4 号議案	名古屋都市計画都市再生特別地区の変更について	全員可決
第 5 号議案	名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について	全員可決
第 6 号議案	名古屋都市計画風致地区の変更について	全員可決
第 7 号議案	名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更について	全員可決
第 8 号議案	名古屋都市計画道路の変更について	全員可決
第 9 号議案	名古屋都市計画公園の変更について	全員可決
第 10 号議案	名古屋都市計画緑地の変更について	全員可決
第 11 号議案	名古屋都市計画地区計画の決定について(大高瀬木南地区)	全員可決
第 12 号議案	名古屋都市計画地区計画の変更について(太閤地区)	全員可決
第 13 号議案	名古屋都市計画地区計画の変更について(打越地区)	全員可決

(2) その他

第 14 号議案	風致地区の種別の変更について	異議ない旨議決
----------	----------------	---------